

2-7 コンプライアンス対応、現場の判断は

1. 立場と仕事

あるダム建設工事を担当する工事事務所の所長として事業の総括を行った。ダムの建設にあたっては様々な斜面对策が行われており、ダム上位には付け替え国道も新設していた。それら周辺施設の管理も担当業務に含まれていた。

2. 遭遇した事態

試験湛水の途中段階で貯水池周辺斜面の変状が発生し、追加の斜面对策（アンカー工、法枠工など）が必要となった。ダム上位に位置する付け替え国道への影響も懸念されたため、早期に収束させる点から、一刻も早く対応策を検討し、施工する必要があった。

当該地域は自然公園法が適用されている場所であり、対策工を施工するにあたっては環境省へ申請を出し、許可を得る必要があった。

ある日、確認のため現地に出向いた際、当該箇所に対策工施工用のT型クレーンが立ち上がりかけているのを目にした。「思ったより早く着手できているな。」と感じたのも束の間、自然公園法の手続きの件が頭をよぎり、急に不安が襲ってきた。法的手続きを担当する工務課にすぐさま連絡を入れ確認したところ、自然公園法に基づく許可申請書を提出したばかりで、施工の許可はまだ下りていないとのことであった。

クレーン設置作業は直ちに中断させたが、基礎部分は既に出来上がっており、未許可のまま開発行為に及んでしまったことが明白であった。

工事事務所と工務課は所在地が30km以上離れていることに加え、情報共有をマニュアル化できていなかった。それぞれが相互の動きを確認しないまま業務を進めた結果生じたトラブルであった。

この問題を事務所内だけに留め、許可が下りるのを待ってから再着手するのか、組織内外に報告し、許認可者への謝罪を含めて責任を取るべきか判断を迫られた。

3. 対応内容とその結果

組織内ではコンプライアンスが厳しく言われていた時期であり、またこの問題を事務所内だけで留めることは更なるコンプライアンス違反になると考え、全てを上位組織へ報告することにした。許認可者へも顛末を報告し、謝罪することにした。

上位組織においては不適切事例と判断され、監督不十分で責任を取るようになった。許認可者については、未許可のまま施工に着手した点を非難されたものの、事態発覚後の報告が迅速であったことは評価され、また斜面对策工の緊急性について理解を得ることができ、着手許可が下りた。

この経験より、コンプライアンスを徹底する意識の重要性を強く感じた。もし問題を報告しなかった場合、組織内で責任を取るだけでは済まず、組織自体を危機に陥れるおそれがあったものとする。

また、問題発生の原因となったリスクマネジメント、組織内関係部署間の情報共有、相互理解については、二度と同じような事態にならないよう、その後の業務で強く意識している。